



別紙1 周縁地下水の水質検査結果 その1

令和 6 年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
試料採取した場所			周縁地下水井戸①												
試料採取した年月日			R6.4.26	R6.5.17	R6.6.14	R6.7.11	R6.8.16	R6.9.20	R6.10.18	R6.11.14					
水質検査結果の得られた年月日			R6.5.15	R6.6.7	R6.7.3	R6.7.31	R6.8.30	R6.10.4	R6.10.31	R6.12.13					
周縁地下水	水質検査結果	単位	維持管理上の基準値												
その他	1 ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	0.054				
	電気伝導率	mS/m	-	53.0	50.6	45.5	49.2	37.2	59.0	48.5	53.3				
	または塩化物イオン	mg/L	-	102	88.0	68.7	97.4	28.9	82.3	88.0	95.4				
維持管理基準省令 別表第二 (注2)	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	-	-	不検出				
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005				
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003				
	4 鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001				
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	6 砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	0.004				
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出				
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出				
	9 トリクロロエチレン(注4)	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001				
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005				
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002				
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002				
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004				
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002				
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.004				
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005				
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006				
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002				
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006				
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003				
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002				
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001				
	23 セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001				
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.005				
	25 クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002				

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:2024年11月14日 結果の得られた年月日:2024年12月3日

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4):基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された。(平成26年11月17日施行)

別紙2 周縁地下水の水質検査結果 その2

令和 6 年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
試料採取した場所			周縁地下水井戸②												
試料採取した年月日			R6.4.26	R6.5.17	R6.6.14	R6.7.11	R6.8.16	R6.9.20	R6.10.18	R6.11.14					
水質検査結果の得られた年月日			R6.5.15	R6.6.7	R6.7.3	R6.7.31	R6.8.30	R6.10.4	R6.10.31	R6.12.13					
周縁地下水	水質検査結果	単位	維持管理上の基準値												
その他	1 ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	0.076				
	電気伝導率	mS/m	-	32.9	41.0	34.8	33.0	37.4	68.6	47.8	52.2				
	2 または塩化物イオン	mg/L	-	12.9	21.2	17.5	13.7	18.0	30.6	26.7	25.7				
維持管理基準省令 別表第二 (注2)	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	-	-	不検出				
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005				
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003				
	4 鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001				
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	6 砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	0.002				
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出				
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出				
	9 トリクロロエチレン(注4)	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001				
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005				
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002				
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002				
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004				
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002				
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.004				
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005				
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006				
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002				
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006				
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003				
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002				
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001				
	23 セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001				
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.005				
	25 クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002				

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:2024年11月14日 結果の得られた年月日:2024年12月3日

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4):基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された。(平成26年11月17日施行)

別紙3 放流水の水質検査結果

令和 6 年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
試料採取した場所			浸出水処理施設の放流ポンプ槽												
試料採取した年月日			R6.4.10	R6.5.8	R6.6.12	R6.7.10	R6.8.8	R6.9.11	R6.10.9	R6.11.14					
水質検査結果の得られた年月日			R6.4.16	R6.5.14	R6.6.18	R6.7.18	R6.8.21	R6.9.25	R6.10.24	R6.12.13					
放流水	水質検査結果	単位	維持管理上の基準値												
その他	ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	10以下	-	-	-	-	-	-	-	0.00047				
	1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	-	-	不検出				
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005				
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.003				
	4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	5 有機燐化合物	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.1				
	6 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.05				
	7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	8 シアン化合物	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.1				
	9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005				
	10 トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	12 ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.02				
	13 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002				
	14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.004				
	15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.1				
	16 シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.04				
	17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.3				
	18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.006				
	19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002				
	20 チウラム	mg/L	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.006				
	21 シマジン	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.003				
	22 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.02				
	23 ベンゼン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	25 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.05				
	26 ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	-	-	-	-	-	-	-	1.0				
	27 ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	-	-	-	-	-	-	-	0.1				
	28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	-	-	-	-	-	-	-	3.4				
	29 水素イオン濃度(水素指数)	-	5.8以上8.6以下	8	8.0	7.8	8.1	7.8	7.9	7.8	7.8				
	30 生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	0.5	<0.5	<0.5	0.9	1.2	1.2	<0.5	<0.5				
	31 化学的酸素要求量	mg/L	90以下	3.4	2.7	2.8	2.8	2.9	3.1	3.3	2.7				
	32 浮遊物質	mg/L	60以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1				
	33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下	-	-	-	-	-	-	-	<1				
	34 ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下	-	-	-	-	-	-	-	<1				
	35 フェノール類含有量	mg/L	5以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.5				
	36 銅含有量	mg/L	3以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	37 亜鉛含有量	mg/L	2以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	38 溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	<0.05	0.17	<0.05	0.12	<0.05	0.15	<0.05	<0.01				
	39 溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	40 クロム含有量	mg/L	2以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.1				
	41 大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3,000以下	0	0	0	0	0	11	0	0				
	42 窒素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下	4.7	7.2	3.8	5.2	6.1	6.7	5.2	4.5				
	43 燐含有量	mg/L	16以下 日間平均8以下	0.043	0.057	0.03	0.055	0.058	0.06	0.038	0.04				

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:2024年11月14日 結果の得られた年月日:2024年12月3日

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。